吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2020 年 4 月 1 日

九州電力株式会社
株式会社ＱＴｎｅｔ

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

福岡県福岡市渡辺通２丁目１番82号
九　州　電　力　株　式　会　社
代表取締役社長執行役員　池辺　和弘

福岡県福岡市天神１丁目12番20号
株　式　会　社　Ｑ　Ｔ　ｎ　ｅ　ｔ
代　表　取　締　役　社　長　　岩﨑　和人

九州電力株式会社及び株式会社ＱＴｎｅｔは、2019年12月26日付で九州電力株式会社と株式会社ＱＴｎｅｔとの間で締結した吸収分割契約に基づき、九州電力株式会社がＩｏＴサービス事業（ＱｕＵｎサービスに関するものに限る。以下、「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を株式会社ＱＴｎｅｔへ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

１　吸収分割が効力を生じた日

2020年４月１日

２　吸収分割会社における法定手続の経過

（１）会社法第784条の２の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第２項の要件を充たすため、該当する事項はありません。

（２）会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第２項の要件を充たすため、該当する事項はありません。

（３）会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過

九州電力株式会社は、新株予約権付社債を発行していますが、本件分割に際して会社法第787条第１項第２号に該当するものはありませんので、該当する事項はありません。

なお、九州電力株式会社は、新株予約権を発行しておりません。

（４）会社法第 789 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

九州電力株式会社は、会社法第 789 条第２項及び第３項に基づき、2020 年２月３日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、債権者から異議の申述はありませんでした。

３　吸収分割承継会社における法定手続の経過

（１）会社法第 796 条の２の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

株式会社ＱＴｎｅｔの株主は九州電力株式会社のみであり、会社法第 796 条の２に基づき、株式会社ＱＴｎｅｔに対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

（２）会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

株式会社ＱＴｎｅｔの株主は九州電力株式会社のみであり、会社法第 796 条第１項本文に規定する特別支配会社に該当するため、該当事項はありません。

なお、株式会社ＱＴｎｅｔは、同法 797 条第３項に基づく通知を実施しておりません。

（３）会社法第 799 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

株式会社ＱＴｎｅｔは、会社法第 799 条第２項に基づき、2020 年２月３日付の官報により、債権者に対して公告を行い、同日までに、知れている債権者に対する各別の催告を実施しましたが、債権者からの異議の申述はありませんでした。

４　吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

株式会社ＱＴｎｅｔは、本件分割の効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、九州電力株式会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 47,282 円です。なお、承継した負債はありません。

５　会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年４月８日（予定）

６　その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上のとおりであります。

2020年4月1日

九州電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　池辺和弘

株式会社ＱＴｎｅｔ
代表取締役社長　岩﨑和人